

# 保護司の持続的な確保と今後の見通しについて

氏名：納富虎太郎

- 1章 はじめに
- 2章 保護司の現状と背景
- 3章 保護司の担い手の必要性和政策提言
- 4章 おわりに

## 1章 はじめに

保護司制度というのはこれからも存続可能なのだろうか。また、日本の更生保護の実務を担う保護司制度は、これまでどのように受け継がれ、どのように運用すれば、今後も持続的に維持することができるのだろうか。本論文においては、この正解のない問題の答えを出すことはできないが、その前提にある保護司の担い手の確保という実態に焦点を当て、現場の保護司の認識を問うことによって、担い手確保が難しくなっている原因を探るとともに、その解決策を模索しようとするものである。そもそも、保護司制度とは、日本を起源とした更生保護の制度である。保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える民間のボランティアである。保護司は、法律に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員でありながらも、給与は支給されていない。このように、更生保護という国の責務を民間ボランティアに委ねている例は世界でも少ない。2021年の京都保護司宣言において、「保護司制度が、犯罪者の構成と、さらには犯罪の防止と安全と安心の地域作りに効果がある施策の一つとして国際的に注目されている」と認識され、近年は国際的な注目も浴びている。しかしながら、保護司の高齢化や充足率の低下、早期退任者の増加などから、保護司の担い手の確保が困難になっていることが指摘されている。そこで、保護司の担い手の確保が困難になっているという昨今の問題についての指摘が現場レベルにおいてどのように認識されているのか、そしてその原因はどこにあるのかについて調査する。現状の充足率や現役保護司の担い手に対する認識を考察し、それを踏まえて新たな担い手創出のための政策的提案を行う。

## 2章 保護司の背景

そもそも保護司の担い手の確保が困難になっているとは、どういうことなのだろうか。まず、研究対象である保護司とは何なのか、さらに研究の背景となった今日における日本全体の保護司の現状はどうなっているのかについて考える。そもそも、犯罪や非行をした者に対

する処遇には、刑務所や少年院といった矯正施設において行われる施設内処遇と、施設に收容せず社会において通常の生活を営ませながら行う社会内処遇がある日本の社会内処遇は、保護観察を中心とする更生保護によって構成されている。法務省によると、更生保護活動として、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放や少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動の6点が挙げられる。これらの更生保護活動は、国家公務員であり専門家としての保護観察官と非常勤国家公務員であるが民間のボランティアである保護司の協働態勢で行われており、多くのボランティア団体によって支えられる。このような保護司とはどういった職業であるのだろうか。保護司は、非行少年等の保護観察対象者による再犯を防ぎ、その更生を図るために個人と公共の福祉を推進する活動を行う地域のボランティアである。このことから、更生保護における保護司の存在価値は、民間の処遇の担い手のみにはとどまらないことが伺える。非行少年が再犯をしないこと、さらには少年法の理念である社会に復帰していけるよう、福祉サービスが用意されている。その内の一つとして保護司は犯罪者の更生保護と地域における犯罪予防の面において、重要な役割を果たしている。また、保護司法第1条によると、保護司とは「社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」を言う。しかしながら、保護司の理想の在り方と担い手の確保は乖離している。例を挙げるとすると、保護司法第11条1項によると、保護司の身分は非常勤公務員であり、法定の職務であるが、給与を支給しないことが規定されている。さらに、保護司法第4条では、欠格条項も定められており、禁錮以上の刑に処せられた者などは保護司となることができないと定められている。以上のことから、保護司の処遇との関わり方が、少年法の理念や法の意図した形にはなっておらず、担い手が不足しているのではないかと私は考える。

次に、保護司の高齢化による担い手不足について論じる。日本の総人口は、令和4年10月1日現在、1億2495万人となっている。その上で、65歳以上人口は、3624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も29%となった。65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1573万人、女性は2051万人である。本記事の割合においても、日本の人口の約3割が高齢者であるのに対し、果たしてこの何割が保護司や保護観察官であるだろうか。保護司は、保護司候補者の推薦年齢が66歳であることとなっている。そのため、保護司の担い手と高齢化社会という問題は切りたくても切れないものであることが分かる。

以上のことから、保護司は少子高齢化に悩まされていることにより、担い手が減少傾向にある。また、保護司の理想の在り方と少年法の理念が乖離していることにより、保護司の担い手が不足している。

### 3章 保護司の担い手増加への政策提言

大前提として、保護司の担い手を確保することは厳しい。その理由としては、保護司の持

つコミュニティが高齢化し、その範囲が狭くなっている。そうなることで、保護司の担い手に求められる保護司の人脈内で完結可能な人脈を用いた人格や責任感があるといった要件を満たす人との接触が減少してしまうためである。保護司は、少年の将来を決めるため、少年の人生の取捨選択する職業と言っても過言ではない。そんな保護司になるための要件として、責任感と少年に付き添ってあげることができる時間を要する。そんな人材をはじめから探すとなると、手間と時間がかかり、それこそ保護司の担い手の増加につながらない。そのため、高齢者の人脈を用いることで人格や責任感を持つ人間を推薦してもらうことが一番の方法である。

しかし、それでは少子高齢化が問題となっている昨今、変化があまり訪れないように思われる。その点においては、高齢者を推薦するのではなく、若年層を推薦した時のことを視野に入れ、考察してみようと思う。仮に、新たな担い手に求められる要件に関して、高齢者推薦制度のあり・なし、若年層の委嘱のあり・なし、人生経験の内実について検討してみた。

若年層に非行少年の人生を預けるとなるとやはり、様々なリスクが生じてしまう。例えば、間違ったことを少年に教えてしまうことや少年の行動に感情を抑えきれなくなってしまう等である。また、若年層は人生経験が足りていないこと、時間的・経済的・精神的余裕が高齢者より欠けているのは事実である。以上のことから、若年層より高齢者のコミュニティ内の推薦制度を認知してもらい、実行することが重要である。

以上のことから、私は高齢者のコミュニティ内での人脈や感情を借り、高齢者自らの推薦制度を確立することが望ましいと考える。

#### 4 おわりに

保護司の担い手確保に関して、保護司に求められるものとして保護司内での責任感や余裕が挙げられることから、CM といった広く浅い広報ではなく、自ら声をかけ、口コミで声をかけていくしかないものと思われる。したがって、保護司候補者を効果的に指標とすることにより、老後することがない等の不安を持っていない、持っている可能性が低い年齢層にアプローチしていくことが望ましい。こうしたアプローチの対象には、公務員 OB が望ましいと私は考える。各企業が 50 歳頃から始めるキャリア面談で保護司を認知させておくということもあるが、やはり県警本部や教育委員会といった公務員の方々の方が、非常勤国家公務員である保護司との親和性も高いと考えられる。また、公務員 OB は、非行少年などに接することに慣れている可能性が高い。さらに、組織のネットワークを通して、一括で広報などを行うことが出来るというメリットもある。したがって、保護司へのアプローチ対象を公務員 OB とし、保護司の担い手の増加を狙うことがいいのではないだろうか。

本稿では、保護司の在り方や保護司の現状、政策提言等を論じた。より多くの保護司の担い手が増加することはもちろんであるが、非行少年をより減らせるかという点についても今後検討していきたいと思う。

参考文献

[令和 5 年版高齢社会白書（全体版）（cao.go.jp）](https://cao.go.jp)

[e6af55467f07e4a5c678b3915dbb164f.pdf（u-tokyo.ac.jp）](https://u-tokyo.ac.jp/e6af55467f07e4a5c678b3915dbb164f.pdf)

[法務省：保護司、保護司組織（保護司会、保護司会連合会）（moj.go.jp）](https://moj.go.jp)